

(6月22日一部修正)

新ごみ処理施設整備に係る発注支援等業務

仕 様 書

令和4年6月

大牟田・荒尾清掃施設組合

(修正箇所は下線で示す)

第1章 総則

第1節 業務の目的

本仕様書は、大牟田・荒尾清掃施設組合（以下、「甲」という。）が発注する、新ごみ処理施設整備に係る発注支援等業務に適用するものである。

本業務は、本地域（福岡県大牟田市、熊本県荒尾市）の一般廃棄物処理を適正に行うため「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を整備するための発注支援業務、PFI等導入可能性調査を行うことを目的とする。

第2節 業務の名称

新ごみ処理施設整備に係る発注支援等業務

第3節 業務の場所

福岡県大牟田市健老町地内

第4節 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

第5節 業務範囲

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る発注支援業務（基本設計業務、事業者選定支援業務）
- ②PFI等導入可能性調査業務（可能性調査業務）

第6節 関係法令等の遵守

受託者（以下「乙」という）は、「循環型社会形成推進交付金要綱（環境省）」や「ごみ処理施設性能指針（環境省）」・「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）」、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」等の一般廃棄物処理施設整備に関する各種性能指針・設計要領等を適用するものとする。

本業務の実施にあたっては、以下に示す法令を遵守すること。また、これらの法令以外で新ごみ処理施設整備に必要なその他関係諸法令等を遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同施行令
- (2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びに同施行令
- (3) 循環型社会形成推進基本法並びに同施行令
- (4) 特定家庭用機器再商品化法並びに同施行令
- (5) 都市計画法並びに同施行令
- (6) 建築基準法並びに同施行令
- (7) その他関連する法令、通知等

第7節 業務管理

- (1) 乙は、作業項目別の業務計画を作成し、甲の承認を得なければならない。
 - (2) 乙は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
 - (3) 管理技術者は、業務の全般において技術的な管理を行うものとする。管理技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成 24 年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務の実績を有する者であること。
 - (4) 照査担当技術者は、本業務の進捗状況に応じて必要な照査を行い、業務全般にわたり、本仕様書と業務成果品について技術上の照査・管理を行うものとする。照査技術者は、技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成 24 年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了した実績を有する者であること。なお、管理技術者との兼任はできない。
 - (5) 主担当技術者は、設計業務、可能性調査業務の各業務に、以下の資格等を有する技術者を配置し、業務全体を管理する管理技術者と連携を図りながら業務を遂行するものとする。
 - ◆発注支援業務・・・技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成 24 年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務の実績を有する者であること。（実績については、施設規模：150 t/日以上であること。）
 - ◆可能性調査業務・・・技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成 24 年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る PFI 等可能性調査業務の実績を有する者であること。（実績については、施設規模：150 t/日以上であること。）
- ※発注支援業務、可能性調査業務の兼務は可とする。
- (6) 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ、平成 24 年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務の実績を有する者であること。
 - (7) 管理技術者、照査技術者、主担当技術者、建築担当技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

第 8 節 資料の提供

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として乙が行うものであるが、甲が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、甲に提出し、業務完了時に全て返却するものとする。

第9節 秘密の保持

- (1) 守秘義務：乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持し、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。
- (2) 権利：本業務によって得られた成果は、すべて甲に帰属するものであり、乙がこれらに私権を設定することはできない。

第10節 成果品の審査

- (1) 成果品の審査
 - ①乙は、成果品提出時に甲の審査を受けなければならない。
 - ②成果品の審査において、訂正を指示された時、乙は速やかにこれを処理しなければならない。
- (2) 業務の完成
業務の完成は、甲が成果品を審査確認し、合格したときとする。
- (3) 検査及び引渡し
成果品については、甲の検査を受けて引渡すものとする。

第11節 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、及び本仕様書に定めのない事項等については、すみやかに甲乙協議するものとする。また、諸般の事情により本仕様書記載の業務内容の変更を要する場合は、その都度、甲乙協議しその内容を決定する。

第12節 打合せ協議

業務の実施にあたっては、本業務における全体スケジュール及び各種業務の進捗・連携を踏まえた適切な時期に適切な頻度で実施するものとする。また、打合せごとに議事録を作成する。

第13節 土地の立入り

- (1) 乙は業務の履行にあたり、公有地または私有地に立入る場合は、甲と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。また、住民等との不要な紛争を起こすことについては厳に慎まなくてはならない。
- (2) 乙は業務履行のため、植物伐採、または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するとともに承諾を得なければならない。
- (3) 本業務に伴い、立入調査等のための補償の必要性が生じた場合は別途その扱いを甲乙協議する。

第14節 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設基本設計報告書：20部
- ②基本設計報告書（概要版）：（協議により決定）

- ③ P F I 等導入可能性調査報告書 : 3 部
- ④ 官公庁への届出関係書類 : (協議により決定)
- ⑤ その他必要な資料 : (協議により決定)
- ⑥ 上記の電子データ : (協議により決定)

※成果品の部数は、上記を基本とするが、取りまとめ方法を本組合と調整し、最終的に決定する。

第2章 発注支援業務

(第2章-1) エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本設計業務

第1節 発注方式の検討

ごみ処理施設の建設は、プラント工事をはじめとした土木、建築、建築設備、機械等の各種工事の複合体であり、工事請負範囲には、一括請負と分割請負があることから、工事を一括して発注するのか、複数に分割して発注するのかの検討を行う。

また、請負形態については、プラントメーカー単独に発注する方法とプラントメーカーとゼネコンなどの共同企業体を対象とするケースがあるため、工事請負範囲及び請負形態について検討する。

第2節 参考見積仕様書の作成

プラントメーカーから必要な技術提案書の提出を求めるため、参考見積仕様書を作成する。参考見積仕様書の作成にあたっては、ごみ処理施設整備の計画・設計要領などに準拠し、以下の項目について記載する。

- ・ 建設用地の都市計画条件、周辺状況による工事の制約、建設用地の地質状況など積算に必要なデータ
- ・ 公害防止基準
- ・ 建設物の必要なスペース（必要な居室一覧）、建設物の構造、計画・意匠など
- ・ 焼却処理機能、機器の系統、自動化の範囲、運転必要人員など
- ・ 性能保証項目として、焼却処理量、焼却炉出口温度、公害防止設備の性能など
- ・ 瑕疵担保期間
- ・ 建設工事、試運転期間の条件
- ・ 予備品、消耗品の条件および数量など

第3節 参考見積設計図書の技術審査

参考見積仕様書を基に、プラントメーカーから参考見積設計図書及び見積書を取得する。

取得した参考見積設計図書に対して、技術審査を行い、必要に応じて改善要求を行うとともに、見積書について審査を行う。

技術審査は、ごみ処理の性能、公害防止性能、システムの信頼性、安全性、耐久性、操作性、保守性、作業環境等の性能項目のほか、建設費、維持管理費といったコスト面に関する部分についても評価を行う。

第4節 発注仕様書の作成

参考見積仕様書に基づいて提出された参考見積設計図書に基づき、仕様の一部変更や追加を行い、発注仕様書を作成する。

(第2章-2) 事業者選定支援業務

第1節 事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討

本事業における事業者を選定するために、その事業スキーム、事業者募集・選定方法について検討する。

- (1) 事業範囲の検討
- (2) 事業スキームの検討
- (3) 事業者募集・選定方法の検討
- (4) 事業者選定委員会の検討
- (5) 募集・選定スケジュールの検討

第2節 実施方針の作成及び公表に係る支援

PFI 法第5条に規定される特定事業の実施に関する方針等の作成支援を行うものとする。

- (1) 実施方針の公表資料作成
- (2) 実施方針に対する事業者からの質問の受理及び回答書作成
- (3) 事業者からの意見聴取及び実施方針等の検討

第3節 特定事業の選定及び公表に係る支援

上記の実施方針に基づくVFMの算定結果(定量的評価)に定性的評価を加えて、特定事業の選定資料の作成・公表支援を行うものとする。

- (1) PFI/PPP方式導入に対する評価
- (2) 特定事業の選定資料(公募書類)の作成・公表

第4節 事業者募集書類の作成

- (1) 入札説明書の作成

上記の事業スキーム、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえたうえで、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。なお、入札説明書については、他の公募書類と整合を図ったうえでとりまとめるものとする。

- ① 事業概要の作成
- ② 参加資格要件の検討
- ③ リスク分担の検討
- ④ 入札手続きの検討
- ⑤ 入札説明書及び添付資料(案内図、事業スキーム図等)の作成

- (2) 要求水準書の作成

一般廃棄物処理施設整備基本計画を踏まえたうえで、施設の整備(設計・施工)及び運営に関する要求水準等について検討し、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

- ① 計画条件の検討
- ② 施設の整備に関する要件の検討
- ③ 施設の運営に関する要件の検討

④要求水準書及び添付資料（参考配置計画図、測量・地質資料、各種データ等）の作成
(3) 落札者選定基準書の作成

事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえたうえで、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者選定基準書を作成する。

- ①提案書の基礎審査方法の検討
- ②提案書の非価格要素審査方法の検討
- ③提案書の総合評価方法の検討
- ④落札者決定基準書の作成

(4) 入札書類様式集の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する様式集を作成する。

(5) 事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者選定基準書等に係る検討結果を踏まえ、事業スキームに応じて事業者募集に必要な事業契約書（案）を作成する。

第5節 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者募集・評価・選定及び公表に必要な下記の支援を行うものとする。

- (1) 入札公告書類に対する事業者からの質問の受理及び回答書作成
- (2) 入札参加者の資格審査
- (3) 提案書の確認・整理
- (4) 入札参加者に対するヒアリングの支援
- (5) 審査結果の公表支援（審査報告書案の作成）

第6節 事業契約締結に係る支援

落札した事業者と本組合の間で締結される事業契約書に関する詳細協議等に立会い、事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、問題点に関する適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな事業締結の支援を行うものとする。業務の遂行にあたり、法務的業務の支援には、必要に応じて法律事務所による対応を行う。

第7節 事業者選定委員会の運営支援

総合評価落札方式による事業者の選定にあたり、学識経験者からの意見を聴取するため、(仮称) 事業者選定委員会を設置する。本業務では、この委員会を円滑に進めるために必要な支援を行うものとする。

なお、委員に対する謝金、交通費及び会場費は、本業務委託費に含まないものとする。

(1) 事業者選定委員会の会議資料の作成

事業者選定委員会で必要な会議資料の作成を行うものとする。なお、会議資料の作成に当たっては、本組合と十分に打合せを行うものとする。

(2) 事業者選定委員会への出席

複数回開催予定の事業者選定委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

(3) 事業者選定委員会議事録の作成

事業者選定委員会の終了後、速やかに議事録を作成し本組合に提出するものとする。

第8節 その他の支援

「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果の分析（平成12年3月10日付け衛環18号厚生省水道環境部環境整備課長通知）に基づき、本業務の実施内容を踏まえて、費用対効果の分析を行う。

第3章 PFI等導入可能性調査業務

第1節 公共事業方式の整理

公共事業の事業方式ごと（公設公営方式、公設民営方式、PFI方式）の方式の概要、公共及び民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例等について整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

第2節 施設運営事業における事業方式の評価

（1）事業範囲の検討

当該事業の事業範囲の検討を行う。

（2）事業で想定される事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共及び民間の役割分担のあり方について検討する。

（3）法的課題の整理

廃棄物処理法、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、本事業をPFI等手法により実施した場合の課題を整理する。

（4）支援措置の検討

公的な補助（交付金）、税制上の支援や金融上の支援措置等、民間事業者の応募意欲を高め、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

第3節 各事業方式における前提条件の設定

前項で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

第4節 事業化シミュレーション（VFMの評価）

（1）財務シミュレーション

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主財源等）を明らかにする。

（2）VFMの評価

各事業方式で期待されるVFM（バリュー・フォー・マネー：事業のライフサイクルにおける費用と効果の最適な組合せ）による財政支出の削減効果を算出する。

第5節 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）

本事業の事業概要書を提示し、アンケートにより、民間事業者の参加意向等を把握する。

第6節 事業方式の評価

各事業方式を総合的に評価し、事業方式として適切な事業方式の抽出を行う。

第7節 事業実施にあたっての課題整理

前項で抽出した事業方式により事業を実施する場合の課題等について整理する。